



国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」

平成 29 年度 海外留学等奨学制度 募集要項

国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」（以下、「本会」という。）の海外留学等奨学制度（以下、「本制度」という。）は、海外の大学又は研究機関に「留学」する本会会員に対し財政的な援助を行い、学業及び研究に勤しむ本会会員を支えることを目的としています。

※この要項において「留学」とは、修士または博士の学位を取得するために海外の大学に入学すること、あるいは研究機関で1年以上研究することを目的に渡航することをいいます。

1. 応募資格

次の条件の全てを満たす方が応募できます。

- (1) 本会会員であること。
- (2) 上記「留学」に該当する留学生で、受け入れ先、スケジュールが決定していること。

※平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに開始する留学が対象です。
ただし、正式な教育課程での教育研究活動開始前の語学研修期間等は助成期間に含めません。

- (3) 留学先で支障なく学術活動が行えるだけの十分な語学能力があること。
また、学術的能力のみならず、高いコミュニケーション能力があること。
- (4) 就学及び研究活動を営むために本制度の助成を必要としていること。
- (5) 留学先で支障なく学術活動が行えるよう、心身ともに健康であること。

2. 給付件数

1 件

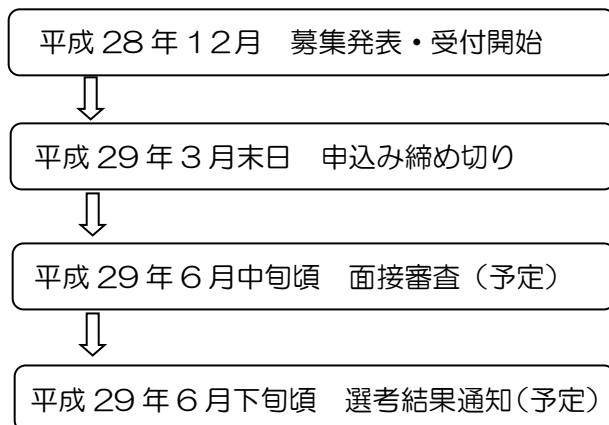
3. 給付内容

留学にかかる費用の一部で、選考委員会が審査においてその助成を必要と認めた金額を給付します。
上限は年額 1,200,000 円です。

4. 給付期間

給付の対象は原則として 1 年間です。
但し、最長 3 年まで更新を認める場合があります。

5. 選考日程



※面接審査及び選考結果通知の時期は、応募状況により変わる場合があります。

6. 提出書類

- (1) 海外留学等奨学制度願書 <様式 1-1>
- (2) 経歴書 <様式 2-1、2-2、2-3>
〔学歴、職歴、研究の経歴、取得した学位、発表論文、著書等を詳しく記載すること。〕
- (3) 留学計画及び帰国後の進路計画書 <様式 2-4>
- (4) 大学学部以降の卒業（修了）証明書
- (5) 在学（職）証明書
〔大学に在学していない場合、もしくは研究機関、一般企業等に在職していない場合は提出不要。〕
- (6) 英語能力証明書
〔申請締切日から過去 2 年以内に受験した TOEFL の Examinee' s Score Record の写しもしくは IELTS 成績証明書の写し。
ただし、留学先の主たる使用言語が英語以外である場合は（7）参照。
研究留学の場合、対応の語学能力の証明として、英語であれば TOEFL79 点、TOEIC730 点、英検準 1 級程度を有しているいずれかの成績証明書の写しを提出すること。〕
- (7) 語学能力証明書（留学先の主たる使用言語が英語以外の場合）
〔留学先の主たる使用言語が英語以外の場合は、過去 2 年以内に受験した当該語学能力を証明する語学検定試験の証明書の写しを提出すること。
なお、語学検定試験が実施されていない言語の留学先を希望する場合は、<様式 3-1>の語学能力証明書を作成し提出すること。（読む、書く、聴く、話す能力について指導教員等が作成したもの）〕
- (8) 推薦状 <様式 2-5>
〔学識経験者の推薦書を提出すること。本様式中の項目と同様の結果が確認できる場合、他様式の推薦状での提出も可。なお、推薦状は推薦者が封印したものを未開封のまま提出すること。〕
- (9) 留学先からの入学許可書等の写し
〔研究留学の場合は、受け入れ機関名、責任者または交渉担当者、留学の期間、受け入れ先での職位、研究内容が明示されている資料（留学予定先からのメール等）を提出すること。〕

(10) 健康診断書 <様式 3-2>

保健医療機関で申請時の3か月以内に作成されたもの。
ただし、本様式中の各該当項目の検査結果が確認できる場合、他様式の診断書による提出も可。

(11) 留学先に関する書類 <様式 2-6>

留学先について、募集案内等で以下の事項を確認しその日本語訳を記載すること。
また、抜粋元の写しを添付すること。

- ①「修士」または「博士」の学位取得に要する期間
- ②留学先の概要
- ③求められる語学能力
- ④学事日程（入学（入所）までの日程を含むこと）
- ⑤学位取得に必要な授業料の額

7. 提出先

国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」事務局

〒324-8501

栃木県大田原市北金丸 2600-1 国際医療福祉大学 学生課内

TEL : 0287-24-3055 FAX : 0287-24-3140

Mail : office.maronie@iuhw.ac.jp

8. 提出期限

平成 29 年 3 月 31 日（金）必着

9. 審査及び採否の通知

- (1) 書面審査：提出された申請書類に基づき審査します。
- (2) 面接審査：書面審査の合格者に対して随時面接審査を実施します。

10. 奨学金の受領について

- (1) 奨学金交付の決定を受けた奨学生は、遅滞無く本会指定の銀行振込依頼書をご提出下さい。
- (2) 奨学金の交付を受けた奨学生は、遅滞無く本会に受領の報告をしてください。

11. 奨学金の廃止及び返納

- (1) 本制度の奨学生が下記の事項に該当した場合は支援の対象外とし、既に奨学金を支給している場合は、原則として返納していただきます。

- ①申請書類の記載事項に虚偽があったとき
- ②傷い疾病などにより、成業ができなくなったとき
- ③性行不良で、指導による改善がなされないとき
- ④所属学術機関から処分を受け、籍を失ったとき
- ⑤学位取得及び研究遂行の可能性が無いと判断したとき
- ⑥届出・報告の義務を繰り返し怠ったとき
- ⑦その他、奨学生として相応しくない行為があったとき

- (2) 奨学金の辞退

奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。

1 2. 奨学生の義務

(1) 本制度の奨学生は、6 か月に一度下記の報告書を本会に提出して下さい。

○大学院留学の場合

- ①留学先大学が発行する成績証明書
- ②留学先指導教員作成の留学評価書〈様式 7〉
- ③学習・研究状況に関する報告書（様式任意）

○研究機関への留学の場合

- ①留学先の指導者作成の留学評価書（様式任意）
- ②学習・研究状況に関する報告書（様式任意）

なお、学位取得及び研究遂行の可能性が無いと奨学生本人が判断した場合は、速やかに本会に報告して下さい。

(2) 留学中は、本会与Eメールや電話・手紙等により連絡が取れる状態を維持して下さい。

(3) 留学中に下記に該当した場合は遅滞無く本会に届け出て下さい。

- ①1 か月以上にわたって留学先の国・地域を離れるとき
- ②学業の休学、復学、転学または退学したとき
- ③所属学術機関より停学・研究停止等の処分を受けたとき
- ④氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき
- ⑤研究の休止、再開、または終了したとき
- ⑥研究の停止またはその処分を受けたとき

(4) 留学終了後は帰国の日から1 か月以内に取得学位記の写しを、3 か月以内に学習・研究成果に関する報告書をご提出下さい。

また、本会が開催する報告会への参加、及び機関誌への報告記事の執筆もお願いいたします。

○本制度に関する問合せ先○

国際医療福祉大学同窓会「マロニエ会」事務局

〒324-8501

栃木県大田原市北金丸 2600-1

国際医療福祉大学 学生課内

TEL : 0287-24-3055

FAX : 0287-24-3140

Mail : office.maronie@iuhw.ac.jp